

令和３年第１回太子町議会定例会（第491回町議会）会議録（第５日）

令和３年３月25日

午前 10 時 開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 同意第３号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 3 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件
- 4 議案第12号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件
- 5 議案第９号 町道路線の認定について
- 6 議案第10号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 7 議案第17号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の制定について
- 8 議案第19号 太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上４件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 9 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第14号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第18号 太子町学校給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
(以上５件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 14 議案第28号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第21号 令和３年度兵庫県太子町一般会計予算
(令和３年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 16 議案第22号 令和３年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 17 議案第23号 令和３年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 18 議案第24号 令和３年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 19 議案第25号 令和３年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上４件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 20 議案第26号 令和３年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 21 議案第27号 令和３年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
(以上２件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 22 発議第１号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 23 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 同意第３号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 3 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いての撤回の件

- 4 議案第12号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件

追加日程第1 議案第29号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 議案第30号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 5 議案第9号 町道路線の認定について

- 6 議案第10号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

- 7 議案第17号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の制定について

- 8 議案第19号 太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上4件、総務経済建設常任委員会委員長報告)

追加日程第3 議案第29号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第4 議案第30号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)

- 9 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

- 10 議案第14号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 11 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 12 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 13 議案第18号 太子町学校給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 14 議案第28号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 15 議案第21号 令和3年度兵庫県太子町一般会計予算

(令和3年度一般会計予算委員会委員長報告)

- 16 議案第22号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

- 17 議案第23号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

- 18 議案第24号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

- 19 議案第25号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 20 議案第26号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算

- 21 議案第27号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)

- 22 発議第1号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

- 23 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番 松 浦 崇 志

2 番 出 原 賢 治

3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	玉 田 正 典
7 番	上 山 隆 弘	8 番	中 薮 清 志
9 番	首 藤 佳 隆	11 番	清 原 良 典
12 番	中 島 貞 次	13 番	井 村 淳 子
14 番	堀 卓 史	15 番	藤 澤 元之介

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	副 町 長	名 倉 嗣 朗
教 育 長	沖 汐 守 彦	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	三 木 孝 秀	経 済 建 設 部 長	森 川 勝
教 育 次 長	栄 藤 雅 雄	財 政 課 長	佐々木 信 人
総 務 課 長	栗 岡 正 則	町 民 課 長	杉 原 勝 由

(開議 午前10時00分)

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和3年第1回太子町議会定例会第5日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（藤澤元之介） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から同意1件、議案撤回2件、議案1件が提出されました。したがって、その議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

なお、本日に提出された議案中、同意第3号太子町副町長の選任につき同意を求めることについての参考資料につきましては、一部印刷の誤りがあったので訂正したい旨届出がありました、先ほどお話があったとおりです。したがって、その正誤表をお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため、本定例会に出席を求めました者の職、氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 同意第3号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（藤澤元之介） 日程第2、同意第3号太子町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

現在の名倉副町長が、県の人事異動で令和3年3月31日をもって本町を退職されます。後任として三輪眞己氏を選任したいため、地方自治法第162条の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

三輪眞己氏は昭和31年生まれの64歳、太子町立石海小学校、太子町立太子中学校、兵庫県立龍野高等学校、京都大学法学部を卒業後、昭和54年に兵庫県に奉職され、現在は公益財団法人ひょうご環境創造協会監事をされています。

副町長人事の選定に当たりまして御説明申し上げますと、昨年春、県から名倉氏を戻してほしいとの要請がありましたが、急な話でしたのであと一年待っていただきたい旨お伝えしていました。知事に後任を三輪氏にすることについて相談申し上げたところ、県も適任として積極的に本人にお話しただけた経緯があります。町長就任以来、太子町役場内または関係者で適任と思われる方に打診をしましたが、受けていただくまでには至りませんでした。町職員を貴重な人材と考え、副町長を受けていただける幹部の育成にも努めましたが、今回町職員ではない方をお願いすることになりました。

三輪氏は県の市町振興課12年、丹波県民局3年など、市町の友人知人も多く、本町の職員で市町振興課時代に本町が派遣した職員と今も年賀状のやり取りなどをされ、つながりを持っておられます。人柄は気さくで明るく、町職員と心が通う風通しのよい職場づくりに努めたいとの思いを聞いています。また、厚生労働省などの御勤務経験もあります。三輪氏とは何度も話をし、お力添えをいただきたく、本町の発展のために三顧の礼をもってお願いいたしました。仕事ぶりや人となりを知っておられる知事や副知事にも御推薦いただいています。現在西宮市にお住まいですが、御同意いただけましたならば、災害対応や電車の遅延、運休を考えて太子町に転居、お住まいいただけるとの確約をいただいております。これまでの行政経験を生かし、故郷のために少しでも役立つのであれば光栄であり、やりがいもある、意気を感じて頑張りたいと言われております。本町の行政課題に迅速、的確に対応していただくための最適任者であると考えます。コロナ禍の大変なときであり、変異ウイルスの増加も懸念されます。何よりも町政の安定と町民生活の向上を考え、選任に御同意いただきますようお願いいたします。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 先ほど町長から丁重な説明がありました。もうちょっと詳しくこの方になった経緯、いつ頃からどのように動かされたのか、もう一度詳細に説明をお願いできませんでしょうか。

か。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 4年半ぐらい前、私が町長に就任した時期、副町長の選任に当たり、どういう人がいいかを悩んでいました。そのときには町内の人を考え——受けていただいて、出たいただいて否決になったこともありましたが、そういった中でなかなかその後受けていただけない経緯もあり、当時それではどうするかいろいろ考えた中に三輪さんのことも実際ありました。しかし、そのときにはアプローチはしておりませんでした。当時県から名倉氏を派遣してくださるという話がありましたので、そこで私は一旦止めていました。そして、先ほど申しましたように、知事のほうから名倉氏を返してほしいというお話がありましたので、それは本人のこれからの将来のことも考えて致し方ないと思い、了解し、そして以前こういう人も私も考えていた経緯もありますけれども、どうでしょうかということで知事にも御相談し、いいではないかということで知事からもお声をかけていただきました。そういう経緯でございます。

（長谷川正信議員「いつ頃からというのはしゃべられてない……」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 私自身が声をかけたのは——春より後に、また知事が昨年の秋頃に会いたいと言われましたので、そのときにはもう要件が容易に想像できておりましたので、それより少し前に三輪氏に連絡を取らせていただいて、こういうことを受けていただくことが可能かということ連絡しました。最初のうちは、いや、もうということで御辞退されておりました。ですから、知事に会ったのは秋でございますので、それより少し前に私は連絡を取っていて、正式には知事からも言っていて、私もお願いをもちろんしているわけですが、そういう頃からということになります。

（長谷川正信議員「議長、申し訳ございません、質問の内容が」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時09分）

（再開 午前10時10分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

町長。

○町長（服部千秋） 私は何回もお電話したり、また神戸市に行った帰りに三輪さんのところへ寄らせていただいたりしているので、複数回まずして、正確にそれが何月かと言われても、夏頃といいますか、夏より少し前かもしれませんが、それでないときにも会ってるのです、私は三輪さんに。揖龍会とかというのがありまして、県の方にいろいろ会って、それだけの話をしていてのではなくて、もう複数回会ってる中での接触でございますので、要は少しずつお話をして御理解いただくようにしなきゃいけないと思ってましたので、ですから夏頃か、もう少し早かったかもしれません、それを最初に申し上げたのは。ですから、正確に何月というのはちょっと、複数回お願いしてます。

○議長（藤澤元之介） よろしいですか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 次の質問でも聞こうかというところをちょこっと町長が言われましたのですが、この方はたしか西宮在住の方ですね。だから、今数回会ったりとか電話されたりとかということなのですが、実際これを副町長にお願いして、しようとして会って、これからの太子町をどのようにしていくかというようなお話をされたわけですね、その辺のところを詳しくお願いできませんか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 本町の総合計画なども見られて、それに基づいてこれまでの経験を生かして本町のために働きたいというふうに言われています。具体的なメモを、ごめんなさい。

（長谷川正信議員「一番大事なところだと思いますよ」の声あり）

（「メモがないと言えへんのかい」の声あり）

本町の総合計画等に基づいて、本町の発展のために職員とともに取り組みたいということでございます。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 その辺のところは理解します。

先般私の一般質問でも、町長は大事なことは皆で決めますというような形で答弁されてます。今回、副町長、教育長、各部長に相談されましたか。といいますのは、この方は私の中学校の1つ後輩に当たります。ということは、副町長とは県庁時代の上司、部下の間になろうかと思いません。教育長になりますと、中学校、高校も同級生であります。よくこの方を知られてる方であるので、副町長に決めとるのやといったときの相談、どのようにされましたか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、人事のことですので——いろいろ相談するというのは、人事のこととほかの政策というのはちょっと違ってる面があると思います。副町長人事は、町長自らがよく考えて決めるべきことだと考えているからでございます。

まず、誰に相談したか、じゃあ部長、誰にとか、そういう具体的なことまでは言えませんが、私が全く相談していないということではございません。また、三輪さんと会ったときに、また知事と会ったときにも人事のことですから、これは言わないでくださいねということをまず私が申し上げています。ですから、教育長には去年何月か覚えてませんが、知事と会った後にこういう人でということはお名前は言いました。また、副町長には私が御本人のことになりますので、病院から出てきた後、名前を言いました。ただ、その前に、それも時期を正確には覚えてませんが、三輪さんはどうですかねということは大分前に言ったことはございます。人事のことでございますので、私から御本人さんにも、また知事も含めまして言わないでくださいねという中で進めています。慎重に考えて、町長と一体となって町を支えてくれるという意味において、やはり私と意思疎通をしやすい人が適任であり、私自身が三輪さんを適任であると考えまして決めさせていただいております。あくまでこのことについては、周りの意見も参考にはさせていただきます、しないわけではございませんが、私の判断で最終的には決めています。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 町長の今回の副町長案件については、前回までのときよりかは詳しい説明であったかなというふうには感じます。ただ、今の長谷川議員の答弁等々で出てきたこと等を含めて町長に対して事実確認のみをしますけれども、もう一度再度名倉氏に対して引き止めはされなかったのかどうかを確認します。また、名倉氏のことについて、これまでの御苦労に対して敬意を払ってこられたとは当然思うのですが、県に対して名倉氏を派遣していただいたことへの感謝の気持ちであるとか、名倉氏の今後の人事についてのお願い、依頼であるとか、そういったことをされたのかどうか。

次に、三輪氏に対してはどのタイミングでということは先ほどの答弁で理解しましたので省略しますが、さきの町長の説明の中に職員にも打診されたということをおっしゃいましたけれども、本来職員はここにも立派な部長方々がいらっしゃるわけです。タイミングも定年退職を迎え

られる3名の方がいらっしゃるタイミングで、そういった方にお声をかけるというのが私は本来であると思ってるのですけれども、ここにいらっしゃる方々にお声をかけたのか。先ほどは町職員にも打診という言葉がありましたけれども、実際にここにいらっしゃる方にお声をかけていらっしゃるのか。また、今回人事異動で経済建設部長が県からの派遣ということもありましたけれどもそういったところを、やっぱり内部の職員で有能な方はたくさんいらっしゃると思うので、そういった方とのコミュニケーションをしっかりと取っていただいた上で今回の人事に至っているのかというあたりを御説明ください。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、名倉氏を引き止めたかという点でございますが、ちょうど1年前だと思います——もし違ってるのでしたら言うてください——1年前ぐらいだったと思うのですが、まず私としては御本人のお気持ちというものが大事だと思っておりますので、もう少し聞いていただけるか、いていただけないかということは名倉氏にはお尋ねを1年前ぐらいに聞きました、もう少し前にもしたことがあるかもしれませんが。それを基に、私もいろんな場で知事をはじめ、ほかの方も、副知事とか、お会いすることがありますので、御本人の気持ちを確認の上、県の方と接しようと思って確認をしています。それで、本人様は、それは自分自身はまないたの上におった状態であるので自分のほうからはどうこうとはということの御発言でありました。そして、県の人事異動の御判断もありますので、本当はもっといていただきたいくても、こういう言い方がいいかどうか分かりませんが、御本人の今後の将来のこともありますので、それは残念であっても、私自身はもう一年待っていただいているので、それ以上のことは、知事とお会いしたときにはもう言われることははっきり会う前から分かってましたので、私のほうでは分かったつもりで、だから最初に返してほしいと言われたから、そのことに対して分かりましたと申し上げました。

そして、このお仕事をされてることについての感謝の弁を述べているかということは、これは何回も申しています。そして、この前——これもいつかと言われると、記憶が間違ってるかもしれませんが、合ってると思いますが——最近で言いますと病院から出てきた後に県に御挨拶に行ったときに知事、副知事、会議で会ったので要件をおられた——伝わる方にちゃんと伝えましたが——知事、副知事のお二人、それから人事の局長とか課長とか、いろんなところに名倉氏にはよくやっていただいておりますということの感謝はお伝えしています。

そして、今おっしゃった御本人の今後のことと言われましたのは、それは私は感謝を述べることはしていますけれども、今後どういうところにしてくださいとか、そういうなことまでは私は言うべきではないと思っていますので、感謝をして、よくやったださってる旨のことはちゃんと伝えていきます。

それから、3点目、この中の職員に声をかけたかということだったと思いますが、それはどうしましょうか、そうすると誰とか、誰々とか順番にというか、いろいろ人事のことですから非常に難しいのですが、私自身はかけています。ですけれど、それを誰彼と言われると、またこれもあれなので、かけています。

それから、4点目の経済建設部長、県からのときには、これも知事とお会いする際に、これも内部のことなのであまりこういうことまで言うのがどうか、ここまで聞かれるのですけれども、実際には知事と会う前に経済建設部の課長たちとお話をしました。その課長たち誰かが部長を受けてくれるかという趣旨のことのお話をしています。どうしようかと、県知事に会うのだけれども、どのように言おうかと、もし県からのほうにお願いしたらいいのであれば、そういう趣旨のことも伝えるということの話を内部でしました。そして、その上で、じゃあ、県に声をかけ

てもらったという趣旨でございましたので、そういうふうにしてるので、話をしてやっています。

（「何を言っとるか分からへんわ」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 いっぱい答弁していただいて理解できた部分、また聞いたこととちょっと違ったかなというところもありましたけれども、思いは伝わってくるのかな、伝わらなかった方もいらっしゃるかも分かりませんし。本当に気になってたのは、有能な職員の方々がいっぱいいらっしゃるので、人事異動は今回関係ないですけれども、人事異動の仕方を見ても、少し町の職員とぎくしゃくされてるのかなというふうなこともうかがえないでもないもので、その辺はしっかりと今後は対応していただきたいということを強く申し上げて、質疑は終わります。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

玉田正典議員。

○玉田正典議員 1点だけお尋ねします。

町長が初当選されてから1年余りだったと思います、長らく副町長が不在であったと思います。そこで名倉氏に来ていただいたわけですが、来ていただいて3年間の時間が過ぎたわけですが、先ほどの質問にもちょっとかぶってくるのですが、内部職員に声をかけたが、了解を得るまでには至らなかったということです。この4年余りの時間の中で内部昇格の土壌を育てていなかったのじゃないか、育てていなかったのじゃないかと私はそう捉えています。この内部昇格に至らなかった現状、こういう状況を、土壌が育てていなかったという現状を町長としてどのように捉えておられるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 町職員にも優秀な人はたくさんおります。経験を積んで、幹部としてより大きく成長していただきたいと考えております。今玉田議員がおっしゃったようなことも、現時点におきましては私も実際お願いはしてきましたけれども、そしてそれも——名前とか人事のことですから言えませんが——1回だけ頼んだのではなくて複数回頼んだ人もいますけれども、なかなかそのように至りませんでした。今後は、そういう御指摘の点も真摯に受け止めて、今まで以上に育てていただくように努めてまいりたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 何が足らなかったのかなという部分は本当に真摯に受け止めて、これからにぜひ生かしてもらいたいと思います。優秀な職員が多くいます。ですから、そこら辺もよく職員を育てていくという、そういう土壌をぜひ育てていただきたいというのは強く申し添えていきます。

それと、もし服部町長の体制が今後も続くとなると、人事の面で、今回の経済建設部長の件もそうですけれども、副町長あるいは教育長、特別職に限らず、そういう職員の分についても県なり、県のOBなりの抜てきというのは続くと考えてらっしゃいますか。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時29分）

○議長（藤澤元之介） 再開いたします。

町長。

○町長（服部千秋） 私としては提案のこの方のことを聞いていただきたいのですが、今おっしゃった、まず2つあったと思いますが、内部の職員を育てることについては真摯に受け止めて、

今までもしていますけれども、これからも努力はさせていただきます。

それから、今後服部町政が続けば県のOBの抜てきが続くのかという御質問ですけれども、前も言われましたけれど、今後と言われても服部町政が今後続くかどうかなんて、そういうことははっきり言いまして私がこの段階で言うのもおこがましいことだと思いますし、今回においてはこの方を現状としてお願いしたということで、本来は私自身は内部の人を育てていくべきだという認識は、それは同じでございますので。

○議長（藤澤元之介） 玉田正典議員。

○玉田正典議員 ぜひ、そういう土壤をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 三輪眞己さんの経歴を拝見する限りは、県とか国で非常にすばらしい実績のある方とお見受けいたします。まず、御質問ですけれど、この方の太子町における実務経験というのはないようにお見受けしたのですが、それは間違いないかということと、太子町とのこれまでのつながり、それがどの程度あるのかということをお聞きいたします。といいますのは、通常の状態でしたらこれだけの実績のある方でしたら問題ないかと思うのですが、今太子町の状態は非常に危機的な状況にあると思ってます。一般質問でも話しましたが、早期退職者が3年連続で10人を超えまして、一般の定年退職者も合わせれば実に50の方がこの3年間で辞めておられるわけです。200人の庁舎の中で4分の1の方がこの3年間で入れ替わってるということで、組織が非常に疲労して疲弊してるんじゃないかと危機感を持っております。このような中で名倉副町長が辞められるということですが、太子町の実情が分かっておられない方、外部から来られた方で果たして立て直しができるのかどうか、その点についてはどのように考えますか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、私は以前の本町のことは知らないので間違ったら許してください。三輪さんは太子町で実務をされたことはないというふうに私は認識しております。

それから、つながりにつきましては、提案のときにもちょっと触れましたけれども、名前まで出すとあれですから言いませんけれど、三輪さんが市町振興課におられたときに本町から行っている職員で今この役場の中にいる職員もおられますし、三輪さんと話しているとほかの職員も誰々さんは知っていると、そういう話は出てきますので、知っておられる職員は、大分遡ることですからそんなにたくさんというわけじゃございませんがおられます。ですから、つながりがないというわけではありません。市町振興課は太子町だけでなく、いろんな自治体とのつながりがございますので、そういった地方自治体、太子町だけでなくほかの事柄もよく御存じであります。そして、こちらのほうには年に何回か墓参りには毎年来られているというふうに聞いています。

それから、本町が危機的であるから、この人に立て直せるかという最後の御質問ですけれども、私もいろんなことを——分かりやすく言いますと、非常に頼りになる方なので信頼、信用して、内容までは言えませんが、三輪さんにもう既にアドバイスをもらったりしています。そして、的確にいろんなことをすぐに返事をされます。私の知識なんかには比べまして本当にすばらしい知識を持っておられる方でありまして、こういう時期だからこそ、こういういろんなところのことを知っておられる方、そして行政をよく知っておられる方——私自身は最初から、今度名倉副町長が辞められるときに選ぶときに当たっては——もちろんその前もですけど——太子町に関わりのある方、そして行政経験の豊富な方という2点を選ぶ基準として自分自身は考えており

ましたので、私自身は精いっぱいいろいろ探した中で、今出原議員がおっしゃったように三輪さんがその立て直しに当たっても力を発揮してくれる方だというふうに、その点については私も本当に心から期待しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 名倉副町長に当たられましたはもう一年任期が本来だったらあったということで、先ほど来の話で、昨年春ぐらいに戻してほしいという打診があつて、その頃にもう既にこの1年という決断をされたかのような御発言だったと思うのですが、もう一度、先ほどの方も聞かれておりましたが、名倉副町長があと一年延期するということは考えられなかったのかといいますか、このような状態ですので、やはりよく分かった方を継続させるということを考えられなかったかということ、まずその点をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 2年が終わる3月31日よりちょっと前です、ですから大体1年前よりちょっとぐらい前ですけれども、県から、私自身は最初そのように聞いていませんでしたけれども、いや、2年なんやということを言われました。これは知事も言われましたし、ほかの方も言われたことがあります。私は最初から2年というのをお聞きしていませんでしたけれども、県の派遣はどうも2年だと。私が最初荒木副知事にお会いしたときには、あなたが町長である間は新しい人を置いときますと言われたから、私は私が町長である間、ずっと置いてもらえるのかなと思ってたのですけれど、最初は。ですけれど、2年やと言われましたので、いや、それは急に言われてもということで待っていただきました。そして、その後、知事が会いたいということであったので、知事にもほかの席で、いや、ぜひにと言うのでしたら——それは2人だけやなくてほかの会合の席ですけれど——ぜひにと言うのやったら置いてもいいよという趣旨なので、じゃあぜひにというふうにその場で知事にお願ひしました。そして置いていただいて、残っていただいてたわけですが、その後、また会つてということでしたので、もう要件は私としては分かっていましたので、無理を申しまして1年延ばしていただいたと私は認識しておりますので、もうそれは知事がそのようにおっしゃる以上、それはもう分かりましたということで思っておりました。なので、その時点でさらに1年延ばしてくださいということは言っていない、そういうことです。

（「もうそれぐらいにしときいな」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 すみません、何点か私も確認だけお願いいたします。

まず、人事のことなので町長がお決めになるということは、それは当然なので、そこに何か申し上げることはないのですけれど、先ほど、例えば教育長なり、現副町長、町幹部にそんな相談はしていないと。ただ、相談していないわけではないと、相談した人間もいるということでしたので、それは一体誰にどういう人物に相談をしているのかということです。あと、この三輪氏にお声がけは何度か、昨年夏前後からされてるのでしょうか、正式にお願いをされたのはいつかということと、その際どういう経緯といたしますか、会ってお話をされているのか、電話でお願いをされているのか、そのあたりの状況をお願いしたいということと、あとは職員が相当数この3年間辞めているというところの問題については、この三輪氏と共有をされているか、また三輪氏はそのあたりにどのように取り組むお気持ちでおられるかということをお聞きします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、教育長とかそれから副町長に相談してないというふうに言ったと言

ってますけれど、三輪さんでいきたいと思いますという趣旨のことは伝えていきます。

それから、いつ三輪さんに正式にというのは、現副町長が辞任の届けを出されてから、翌日だったと記憶で思うのですが、翌日私が神戸市に行きまして、三輪さんにも出てきていただいて御本人に直接正式をお願いをいたしました。そして、そのときにはいろいろお話をしております。その中に、そのときかその後かですが、三輪氏とも今おっしゃった職員が辞めている実態についてはお話をしています、こういったことについても。ただ、どのように取り組む気持ちかのところまでの話はしていませんけれども、現状についているんな、ほかのこともいろいろ話しますけれども、職員がたくさんといいますか、辞めていってることについてもお話はしています。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 分かりました。

あと、なぜ内部出身者ではないのかというところの質疑の中で、声はかけてるのだということで、なかなかいい回答がもらえなかったというところなのなのですが、この時期はいつなのですか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 町長になって、当時かけています、そしていろいろと否決——ですからいろんな人というか複数の方にかけてきていて、例えばAさんに声をかけたとします、そうするとそのときのお気持ちとか、いろいろなことを聞いてますから、いつか言われても、複数の時期に時間的スパンを置いてかけていますので、そして本人の気持ちも私は理解していますので、細かな、今いろいろ、いつかけたとか、この中でかけたとか、いろいろ出てきているのですが、その点のことは御勘弁いただけたらありがたいと思います。私自身も真摯に内部登用も考えて声はかけましたけれども、残念ながら御了解いただけるまでには至らなかったということにつきまして、そういう実態なので御理解をいただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 すみません。いつというのはその4年前、5年前の話を私はしてるわけじゃなくて、今回の、要は先ほど名倉副町長が県に戻られるということが昨年春以降にそんなようなお話になってるということだったので、それ以降、今日、三輪氏にお願いをされるまでの間という意味です。ですから名倉氏の後任を探されるに当たって町内部のどなたかに打診をしたのか、あるいは打診をしても断られたのかとか、そういう意味の質問なのです。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 三輪さんに頼む前に内部の人にも、無理やろうかなという相談はかけています。でも、いや、もう自分は無理なのですということも言われているので、三輪さんに声をかける前にも内部にも声をかけています。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 服部町長、ふだんからの付き合いが大事なんです。私は一度言ったと思うんですが、都合がよ過ぎるんです。服部町長は英語が得意やと思うんですが、ギブ・アンド・テークという言葉がよくありますけれども、それは与えてもらえば人にも与えると、最終、奉仕の精神で支え合うということです、奉仕の精神で、結論はそこへ来るんです。だから、こういう頼み事のときだけ手のひら返したように上手を言ってきたり、我々は皆ひととしいってるんです。議会運営委員会より以前に各議員の家を訪ねて、経歴書を見せられたかどうかは知りませんが、こういう事前審査というのはよくないということを町長自らがこのようなことをさ

れとるんやね。ほんで、私にも昨日、おととい県の関係者から連絡が入ってお願いをされていましたが、その話の中で聞いていましたら首をひねるような言葉が幾つかありました。その方はうそをつくような方やないんやけれども、結局その方に伝えた人が作り話をしとるのか、泣き言のようなことも入ってました。これで答弁を求めたところで、先ほどからの皆さんの質疑に対してのお答えの中で、私が今求めようとしとることも答えられているかも分かりませんが。本当にふだんからの付き合いを大事にしておかないと、今このようなときにいろいろと困ったようなことになると思います。職員の早期退職があっても、それは確かに職員の都合です、あなたが嫌いやからと書く人なんかいません。だから、今後ともよく御判断をされて、どのようにお一人お一人に依頼をされたか、答えられるんやったら答えていただけますか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 細かな内容までは言うのは妥当ではないと思いますが、2人で町長室でお願いした人にはお願いをしています。

（清原良典議員「もういいです」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長、大変失礼な人事だと私は感じておりますが、そもそも当初、町長が最初の当選後、副町長に対してなかなか議会にも理解を得られなかった。その中で、現名倉副町長というのは県から、ほかの力を借りることによって太子町に来ていただいた方であります。その意味というのは、その間に町長自身がなかなか住民や議会に理解をされていない部分をしっかりと理解してもらって、やはり副町長をその間に準備をなささいという意味でもあったと思うのですが、そもそもそのあたりに対して努力をしてこられた形があまり見えないと思うのです。失礼だと言ったのは、名倉さんにも失礼やし、県にも失礼やし、三輪さんにも失礼です。つまり、今いろんな議員からの質疑に対していろんな方に当たったとか、すごい曖昧な答えで誰かのせいにするような答弁しかないのです、県から言われたとか。あなたはこの町の町長なのですよ、自分の意見をしっかりと言っていたかしないと、三輪さんに来ていただくのも気の毒だと私は思います。町長に就任されてから、副町長に対しての向き合い方を含めて説明いただけますか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 私はこの提案している案件について御判断いただきたいのですが、いろいろお聞きになるのですが、まずこの後継の準備をしたかという御質問ですが、その点については現副町長にも内容を町の幹部に、大分前ですけれども、言っておいてくださいねと、そのときは副町長も分かりました、ほんならまあ後継としてのというふうに多分考えていると思ってこうされてるのですねという会話を交わしたことはあります。現状としてはそれが実現はしておりませんが、私は努力はいたしました。その努力が足りないのだと言われれば、それは努力が足りなかったということになりますけれども、努力をしてないわけではありません。

それから、先ほど誰かのせいにしていませんかということをおっしゃいましたが、誰かのせいに私はしていません。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 答弁も私が知ってる事実とは違って、ちゃんと皆さんに分かるように答弁しないといけないと思うのです。9月にも知事と会って話をしてと言われましたが、知事が会いたいと言ったんじゃないですよ、多分。そもそもその2年、3年という年数も町長自身が自分の責任でもって知事にははっきり伝えたらよかったんじゃないですか。というのは、改選後、知事とお会いしたときに服部君はどう考えてるのだろうねと、本人の意思次第だねというようなことも私

個人としては話をした場面がありました。なおかつ、つい最近になって今日まで、3月いっぱいまで務めていただいた名倉副町長に、本当はあなたには来てほしくなかったのだというようなことを発言したのですか。まして、教育長までもが今回いろんな事情で辞めるのじゃないかというわさまで出てるじゃないですか。人をどう思ってるのですか、一人でやってるのですか。それだったら、そんな外にお願いするのじゃなくて、もっとしっかりしないと駄目です。うそをつくような答弁はやめてください。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） うそをつくような答弁はしておりません。知事のほうは知事が会いたいと言われてるからということを私は副町長からお聞きしてお会いいたしました、神戸市へ行きました。それから、名倉現副町長に本当は来てほしくなかったなんか言っておりません。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 こんな状況では来ていただいても三輪さんに迷惑をかけてしまいます。三輪さんにも何かアドバイスをもらってたということですが、そんな町政の運営を町の幹部の中で話もせず、外部の人にアドバイスをもらってる町長の姿勢もいかなものかなと思います。3年になったら返してくれとか、そのあたりも本来は町長自身が副町長をしっかりと確立して、自信を持って——今日の答弁のやり取り、質疑のやり取り、何ですか、それ。全然何を言ってるか分からない。しっかりしていただきたいと思います。こんな案件には反対するしかないですね。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 三輪さんに相談してるというのは町の内部の云々でなくて、広い観点からの物の見方を聞きました。町の内部の人に相談してないとかでなくて、町の内部の人には町の内
部の人のこととして相談をしておりますので御理解というか、誤解なきようお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 町長の最初の説明の中で、知事や副知事にもこの三輪さんのことを話したら、ええやないかと、推薦をもらってる、太鼓判をもらってるみたいな感じで言われてましたけれど、それは事実でしょうか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） はい、事実です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 私は以下の理由により、原案に反対をいたします。

私の友人からの情報では、10人が10人ともパワハラ気質と答えております。しかし、太子町のリーダーになろうかという人物を選ぶとき、パワハラという、このたった一言に全てに勝る情報が凝縮されている。当局から示された経緯を見ると、非常に立派なものであると思います。しかし、幾ら国や県で立派な経緯をもってしても、1つの町、1つの組織をまとめようとすれば、何

よりも人の心が分かり、人を大事にする人物でなければ、私の大切な生まれ育った太子町の副町長を私は任せることはできない。「人は城、人は石垣、人は堀、情けは見方、あだは敵」、これは戦国武将の武田信玄の言葉ですが、信玄は立派な城を築かず、簡素な館に住んでいた。命を狙われる身でありながら、なぜそんなことができたのか。信玄は人に情けをかけ、大切にすること、家臣を信頼することが強固な城や堀に匹敵することを知っていたのです。また、名倉副町長の退任理由の1つに三役のコミュニケーション不足が上げられた。十七条の憲法の第1条「和をもって貴（とうと）しとなし、忤（さから）うことなきを宗（むね）とせよ」と示した聖徳太子も泣いておられることでしょう。柔らかい心で協調することを大切にしてくださいという意味ですが、来年度は聖徳太子没後1400年プロジェクトを実施しようとしている。今の太子町にその教えは実行できていますか。その真逆でしょう。その結果、職員は疲れ果て、毎年多数の早期退職者を出し、組織が壊滅状態になっているのではないですか。パワハラとは人格否定、人を崩し、そして結果的には町を腐らせ、崩していく、そのような観点からそういう人物を安易に副町長に同意できないため、反対の討論をさせていただいた。

以上。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 同意第3号太子町副町長の選任につき同意を求めることについて、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

町民の多くは職員の中から副町長は選んでほしかったという思いは強かった、それは私も聞いております。また、今から3年前の平成30年、ちょうど3月議会で名倉副町長の提案説明のときに、町長からは兵庫県を退職されて太子町に来られる、太子町のためにという片道切符で私は行くつもりであると強い気持ち、熱い思いを聞いていると聞いておりました。そういう方だとお聞きしておりましたので、このたび名倉副町長が任期1年を残して退任されることはとても遺憾であり、残念であります。町長には先ほど来、議員からの様々な質疑がございました。それを真摯に受け止められて、反省すべきは反省を促したい、していただきたいと考えております。新年度が間もなく始まります。この副町長の人事案件は極めて重要です。名倉副町長が退任された後の県との太いパイプを空白にしてはならない。公共事業、福祉政策等へ及ぼす影響を考えると、収束の見えないコロナ禍の町政運営を混乱させてはならないと考えます。太子町民へのサービスの低下、後退があってはならないと考えます。先ほどパワハラ疑惑の新しい提案をされております。三輪さんという方のパワハラ疑惑のことも、私も聞きました。それで、調べもしました。しかし、その確証がありませんでした。私の中ではあくまでもうわさの域を超えないため、反対をするのもどうかと思います。このたび井戸知事をはじめ、副知事も推薦をされておられるこの副町長人事、選任については同意の立場で賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 次、原案反対の方の発言を許します。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、反対の立場から討論いたします。

本案は、太子町の新たな副町長に名倉氏の後任として県職員OBである三輪氏を任命しようとするものであります。三輪氏がこれまで経験されてきたことや実績、経歴については問題にするつもりはありません。したがって、人物評価により反対するものではないことを申し上げておきます。

通常、同意人事というものは反対すべきではないというふうに考えています。ただし、それは行政組織が正常に機能している状態で、その上で上程された場合という条件が付されると思いま

す。今の太子町役場は正常でしょうか。3年連続で早期退職者が10名を超え、定年退職者を含めるとこの3年間で50名の職員が辞めました。約200人の組織ですから、この3年間で4分の1が辞めたことになります。役場組織の弱体化が懸念されます。さらに、昨日、3月24日付の神戸新聞では「太子町人事総勢110人の異動」と大きく報道されました。このような記事は、新聞社でさえ異常な数値であるということを認識しているあかしだと思います。また、先日の予算委員会では、服部町長と名倉副町長、教育長をはじめとする町幹部の信頼関係が既に破綻状態にあることをうかがい知ることになりました。コロナ禍の中、子供たちの命を守り、安心・安全な教育環境の整備として、小・中学校における特別教室の空調設置については来年度における教育委員会の第1要望でありました。また、それは同時に学校教育現場並びに保護者の第1要望であったと思います。それにもかかわらず、教育委員会との協議を一切行わず、町長査定で一方的に予算をカットしたことが発覚し、予算委員会は混乱しました。一体役場内部では何が起きているのですか。とても正常だとは思えません。このような異常な状態で上程された同意人事案件については、通常の判断はいたしかねます。なぜ太子町役場の生え抜きではないのか。そして、なぜ2人連続で県職員関係者なのか、名倉副町長が在職されていた3年間で役場内部から副町長候補となる人材を育成することができなかったのは一体なぜですか。さらに、ここ数か月の間にも多くのトラブルが発生しています。この3月定例会においては、解釈の誤りによる上程議案の取下げ、公文書個人情報の庁舎外持ち出し、今もまだ解決していない介護保険料の誤徴収問題、庁舎内での盗撮行為による職員の逮捕、太子町職員の倫理観の低下、組織の弱体化は住民サービスに悪影響を及ぼします。今まさに太子町役場では組織改革が必要です。職員が自信と誇りを取り戻し、生き生きと働ける環境づくりが急務です。そのためにも職員一人ひとりを支えることができる太子町役場出身者から副町長を選任するべきであると考えます。

この考えは、1年以上前から一般質問の場において複数回私自身は指摘してまいりました。太子町役場出身者にオファーするところからどうかやり直してください。服部町長は先日から議会答弁で、名倉副町長、沖汐教育長、各部次長の町幹部と連携が全く取れていないことを自らお認めになっています。こんな運営の仕方ではますます職員が辞めていく、信頼がない、職員がやめれば県から補充してもらえばいいという安易な考えが、また職員の信頼を失います。この議場の中にはほかの市町の関係者の顔色ばかりを気にし、この町で起きている問題から目を背け、傍観者で居続ける人もいます。我々は町民の代表であり、全町民がこの問題の当事者です。この町にいないければ感じ取れないこと、この議場にいるからこそ分かることがあります。我々は、この町をよくすることも悪くすることもできます。おかしいことはおかしいという勇気を持ちましょう。職員を救うこと、これ以上早期退職者を出さないこと、それはもうこれ以上住民サービスを低下させないということにつながってきます。まずはこの町を正常に戻すことから始めなければなりません。今こそ内部出身者から副町長を選任すべきです。本案はこの町の未来に関わる重要な案件であると認識しております。そのことを強く申し上げて、反対討論とさせていただきます。反対は電子表決システムのボタンを押さないことです。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 次、賛成の方の発言を許します。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 私は今まででもそうでしたが、人事同意案件につきましては本人によほどのことがない限り不同意にするものではないと思っております。先ほど確認もいたしました。このたび知事や副知事からの推薦もあるということであれば、なおさら反対する理由がありません。行政運営や住民福祉の向上を考えたとき、また町長に何かあった際に対応してもらう必要を考え

ると、副町長不在は問題であるということから賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 次、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 賛成の討論にもありますように、本来の人事案件、同意案件、あるいは太子町の副町長という重要な立場については賛成すべきであります。しかしながら、反対討論の中がありましたように、太子町が異常な状態であるということは今３月定例会においてもいろんな面で明らかになっております。今日までに町長が対副町長と接してきた事情についても、大変失礼であると私は感じます。県に助けていただき、副町長をお借りした状況の中で、結局現副町長に対しては辞めさせたのと同じであります。人事については大変町長は不義理で、人たらしでこそ政治家であればありがたいですが、人潰しを行うような町長の姿勢は断じて認められません。たとえ三輪氏がここに入られたとしても、同じことを繰り返すのではないかという非常に不安を感じますし、それが三輪さんに対して失礼な形になるというふうに感じます。今の町長ではいけない、この人事案件が否決されることにより町長にはぜひとも決断いただきたいことがあります。自らしっかりとその責任を認識して、きっぱりと町長を辞めていただきたいと考えます。それぐらの思いで、この人事案件に対しては反対とします。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今まで賛成及び反対の討論をお聞きしながら、たくさん思うところがございました。町長自身も反対討論をされている方々の御意見を本当に真摯に受け止めて、今後の町政運営に当たっていただきたいということを強く申し上げます。本当に信頼を損ねているということは、町民サービスにすごい不満が出ることにつながっていくのだと思います。それではありますけれども、知事、副知事の推薦もある三輪氏に対して、これ以上県との関係がぎくしゃくするようであれば、仮に否決になってさらに県とぎくしゃくするような情勢になったら、太子町民への行政サービスがこれ以上混沌とする状況には決してするべきではないと思いますので。反対討論の方々がおっしゃっている太子町が異常な状態にあるよということは本当に真摯に受け止めていただいて、解消をすることを考えていきましょう、ということで私はそういった解消をすることを考えるということをしっかりやっていただきたいという思いを強く言いながら賛成とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第３号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいでしょうか。

（少数賛成）

○議長（藤澤元之介） 賛成少数です。したがって、同意第３号は同意しないことに決定しまし

た。

~~~~~

**日程第3 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件**

**日程第4 議案第12号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件**

○議長（藤澤元之介） 日程第3、議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件及び日程第4、議案第12号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件を議題とします。

町長から議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件及び議案第12号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件について理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第11号、議案第12号の撤回理由について説明を申し上げます。

2議案につきましては、現行の一般職の職員の給与に関する条例及び太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で規定されております一般職員及び会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しをするため、同条例の一部改正について御審議をお願いしているところではありますが、委員会の審議前に表現の一部に不備があることが判明しましたので撤回をさせていただき、修正した内容で再度上程させていただきたいと存じます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件及び議案第12号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件及び議案第12号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件は承認することに決定しました。

お諮りします。

ただいま町長から議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第30号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号及び議案第30号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、ただいま日程に追加し、議題となりました2議案について、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職、氏名はお手元に配っておりますので、一覧表のとおりですので御了承願います。

この際、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時16分)

(再開 午前11時17分)

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

追加日程第1 議案第29号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） まず、追加日程第1、議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

不備があることから先ほど撤回請求をいたしました議案第11号につきまして、規定内容に修正を加えまして、新たに条例を上程するものとなっております。

今回の改正は、一般職の職員の時間外手当等の計算に必要となる勤務1時間当たりの給与額を算出する際に、実際の勤務日による算出とするため、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、一般職は年間の要勤務日数を50週である「250日」での算出から、1年間の日数から土日、祝日、年末年始を引いた「実勤務日数」により算出し、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員についてもおのおの勤務時間に応じた割合により算出する改正であります。施行日は令和3年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

追加で配付させていただきました参考資料、新旧対照表のほうも併せて御参照いただければ幸いです。

時間外手当や欠勤の減額の計算に必要となります勤務1時間当たりの給与額を算出する際に、当町は従来年間52週あまりのうち50週である「250日」を勤務日として算出しておりました。しかし、県職員を含めた県内でも多数の市町が実際の勤務日による算出に改正をしているため、本町も「実勤務日数」どおりに算出するよう改正するものでございます。詳細は、条例第17条で給与月額に12を乗じ、当該勤務に属する年度の日数から土曜日、日曜日及び勤務時間条例第9条に規定する休日の日数を減じて得た日数により算出した実勤務時間数で除したものを勤務1時間当たりの給与額とするものでございます。こちらは当初と変更はございません。また、第17条第2項を追加し、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員についても同様に算出するものを定めるものでございます。こちらについては、当初第17条で算出した額に週の勤務時間に応じた割合をそのまま乗じ、すなわちそのまま掛ける形での表現となっておりますが、正しくは分母にあります勤務日数に週の勤務時間に応じた割合を乗じるものであり、これを訂正させていただいております。つまり、分子分母を御覧いただければお分かりになると存じますが、分母の中に入った形で乗じる、掛けるものに修正したものが表現した文言に修正して、このたび追加提案、再上程させていただいております。ちなみに実勤務日数を数えますと、令和2年度では

243日、令和3年度では242日となります。1時間当たりの給与額の影響額といたしましては、1人当たり平均49円の増と試算しておりますが、ワーク・ライフ・バランスの観点から時間外勤務の削減に取り組んでおり、当初予算要求には影響がないものと考えております。何とぞ原案どおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） これから質疑を行います。付託先委員会の議員におかれましては委員会でぜひとも質疑を行っていただきたい、それ以外の議員については大筋の質疑にとどめていただきたいと思っております。

それでは、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 追加日程第2 議案第30号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 次、追加日程第2、議案第30号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第30号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

不備があることから先ほど撤回請求をいたしました議案第12号につきまして、規定内容に修正を加えまして、新たに条例を上程するものとなっております。

今回の改正は、会計年度任用職員の時間外手当等の計算に必要な勤務1時間当たりの給与額の算出についても、一般職と同様に所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、フルタイム会計年度任用職員は一般職の職員と同じ勤務時間であることから、一般職の職員と同様の改正とし、パートタイム会計年度任用職員については再任用短時間勤務職員等と同様に勤務時間に応じた割合により算出する改正であります。施行日は令和3年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第30号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

時間外手当や欠勤の減額の計算に必要な勤務1時間当たりの給与額を算出する際に、当町は従来年間52週あまりのうち50週である「250日」を勤務日として算出しておりました。しかし、先ほども申し上げたとおり、県職員を含めた県内でも多数の市町が実際の勤務日による算出

に改正をしているため、これにつきましても本町も「実勤務日数」どおりに算出するよう改正するものでございます。

まず、第12条につきまして、フルタイム会計年度任用職員は一般職員と同じ勤務時間であることから、一般職の職員と同様の取扱いをしております。こちらは当初とは変更ございません。

次に、第21条第1号におきまして、月額による報酬で支払われておりますパートタイム会計年度任用職員は当初は第12条で算出いたしました週の勤務時間に応じた割合を乗じる表現となっております。正しくは、先ほども申し上げたとおり、分母にある勤務時間に週の勤務時間に応じた割合を乗じるものであり、これを修正、訂正させていただいております。先ほども申し上げましたが、実勤務日数につきましては令和2年度は243日、令和3年度は242日となります。本町では原則といたしまして、会計年度任用職員に時間外勤務はございませんので予算上の影響は受けないところでございます。何とぞ原案のとおり御議決いただきますようよろしく申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います、付託先の委員会の議員におかれましては委員会での質疑をぜひとも行っていただいて、委員外議員の皆さんにおかれましては大筋の質疑にとどめていただきたいと思います、と思っております。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時29分）

（再開 午後1時00分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 議案第9号 町道路線の認定について

日程第6 議案第10号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第7 議案第17号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の制定について

日程第8 議案第19号 太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第5、議案第9号町道路線の認定についてから日程第8、議案第19号太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査い

ただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、当委員会に付託されました審査報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

1、審査した事件。議案番号、議案第9号。付託年月日、令和3年3月8日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月10日水曜日午前10時から午後3時21分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。都市計画法第40条の帰属により認定する4路線（東南前田団地2号線、矢田部南角団地4号線、東保神田団地3号線、馬場樋ノ上団地11号線）の現地視察を行い、その後、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①矢田部の側溝蓋（コンクリート蓋）の角の損傷が多く見られたがとの質疑に、完成当初は職員が検査しガタつきについて確認しているが、その後建築工事で石が入るという事例もあるので、再確認して対応したいとの答弁があった。

②ユニクロ太子店裏側の田んぼの中に擁壁があるが、田んぼ側との境界の問題が生じなかったのかとの質疑に、事業者と田んぼの所有者との間できちんと説明がなされた上でやっているの、苦情等は聞いていないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、1、審査した事件。議案番号、議案第10号。付託年月日、令和3年3月8日。件名、太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月10日水曜日午前10時から午後3時21分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①町議会議員の選挙に係る公費負担が今まではなかったが、今回の条例改正で市議会議員と同様となる。ただし供託金が没収となった場合には適用されないとあるがとの質疑に、この改正により町議会議員選挙では15万円の供託金が課せられるが、有効投票数を議員定数15で割り、さらに10で割ったものを下回った場合、供託金が没収される。町長選挙ではこれまでどおり50万円の供託金で有効投票数を10で割ったものを下回った場合に没収となるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、1、審査した事件。議案番号、議案第17号。付託年月日、令和3年3月8日。件名、太子町総合公園体験学習施設管理条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月10日水曜日午前10時から午後3時21分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①住民が自由に使え、町外からも申込みがあれば使えるとのことだが、貸館として自由に使えるのは東屋のところか、また供用開始はいつかとの質疑に、東屋は会館南側に今造っているが、予約するのではなく自由に使っていただくことを想定している。供用開始は、今兵庫県水大気課

と調整中だが、許可が大体3月末か4月、そこから工事、調整をし、7月に開館したいとの答弁があった。

②平日の開錠は、業務委託を予定している太子町社会福祉協議会でということだが、開いていない等のクレームやトラブルを想定した場合、その対応はとの質疑に、太子町社会福祉協議会の業務は協議中であり、細かい点を詰め切れていないところもあるが、開館までには対応を決定するとの答弁があった。

③使用料について、文化会館は午前、午後、夜間とあるが、借りるときの区切りはとの質疑に、午前、午後とも同料金で、1時間当たり小さい部屋で400円、大きい部屋で700円と設定している。文化会館や地域交流館等では3時間で幾らと決められているが、この施設は1時間ごとで設定している。また町が主体的にする事業や学校が使う時は100%減免し、町内の自治会が使う時は50%を減免する等、減免規定は施行規則で定めているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、1、審査した事件。議案番号、議案第19号。付託年月日、令和3年3月8日。件名、太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月10日水曜日午前10時から午後3時21分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①給水人口が3万3,900人と大きく変わっているがとの質疑に、水道事業の今の計画は平成14年度に策定した事業計画であり、平成28年度を目標年次として給水人口と1日最大給水量を推計したものである。その頃はまだ右肩上がりに増えると想定したものだが、前計画から18年が経過し、本町の人口も平成24年度をピークに減少していることや、工場用水の大幅な減少を反映したものとなっているので、水道事業は特に大きな変更となっている。下水道事業は平成27年度に策定した事業計画で、計画目標年度を令和7年度における全体計画人口や1日最大汚水量の推計値となっており、変更期間が短かったのも、それほど大きな差が出ていないとの答弁があった。

②「揖保川流域関連太子町公共下水道事業の計画期間を7年延伸し」とあるが、この改正理由はとの質疑に、下水道事業は事業計画を5年から7年ぐらいで定めることになっているが、今年度で事業計画期間が切れるので、再度7年延伸するものであり、負担金は変更せず影響はないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、報告します。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第9号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第10号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第17号太子町総合公園体験学習施設管理条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議案第17号太子町総合公園体験学習施設管理条例の制定について、賛成の立場から一言申し上げます。

ネーミングについても、また総合公園全体についても、この条例自体を決めていくということは全然問題はないというふうに考えておるのですが、行き着く具体方法であったり目的が曖昧で

見えにくい点が現取り組みには見受けられると感じます。そういった意味から、事業の内容や今後進めていく公園事業についてもしっかりと議論を進めながら、よい施設になるよう期待を込めて賛成といたします。

○議長（藤澤元之介） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第19号太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切ります、よろしいですね。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。

先ほど所管の総務経済建設常任委員会に付託して休会中に御審査いただいております議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第30号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件について委員会の審査報告を求めますので、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号及び議案第30号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第3 議案第29号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第4 議案第30号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 追加日程第3、議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び追加日程第4、議案第30号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案2件については所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、当委員会に付託されました議案2件を報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第29号。付託年月日、令和3年3月25日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月25日木曜日午前11時34分から午前11時52分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①近隣市町はどれくらい条例改正をしているのかとの質疑に、兵庫県及び県内41市町中30市町が改正済み、太子町を含む11市町がまだ改正していないとの答弁があった。

②50週の意味と242日の影響額はとの質疑に、一年52週のうち祝日と年末年始を除いた50週、250日が勤務を要する日としていたものを、実際に勤務を要する日に変更する。令和3年度であれば242日であり、1時間当たりの単価が約3%増となるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、1、審査した事件。議案番号、議案第30号。付託年月日、令和3年3月25日。件名、太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月25日木曜日午前11時34分から午前11時52分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①1時間当たりの給与額の算出はどのような場合に必要かとの質疑に、時間外手当の算出や、欠勤や無給の休暇で給与の減額が必要な場合の算出に必要との答弁があった。

②対象者はどれくらいかとの質疑に、令和3年度は約70名との答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、報告を終わります。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第30号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切ります、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第14号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 16 号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議案第 18 号 太子町学校給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第 9、議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議案第18号太子町学校給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案 5 件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、ただいまから付託されました議案 5 件について福祉文教常任委員会において行われた審査について報告を行います。

1、審査した事件。議案番号、議案第13号。付託年月日、令和 3 年 3 月 8 日。件名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和 3 年 3 月 9 日火曜日午前10時から午後 1 時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①改正目的の説明と改正による影響はとの質疑に、一つ目は県の改正に伴い訪問看護療養費が助成対象となった。二つ目は寡婦控除のみなし適用が、税制改正により「ひとり親控除」となり、その規定の部分を削除した。三つ目は給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円が振替えられたことによる影響が生じないための所得算定方法の見直しを行った。改正による影響は、訪問看護療養費を助成対象とすることで、対象者 3 名、年間約30万円を当初予算に計上している。また、みなし寡婦の削除と控除の振替えについての影響はないとの答弁があった。

②地方税制改正によって給与所得控除等から基礎控除10万円が振替えられたことの具体的な説明をとの質疑に、平成30年度税制改正により、令和 3 年度から適用されるが、給与や公的年金の控除額を10万円まず引き下げ、そのかわりに基礎控除額を10万円上げるものである。例えば、フリーランスの方で給与も年金ももらっていない場合は、給与控除も公的年金控除も影響はなく、基礎控除だけが引かれるので、少し得をする。ただし、給料や公的年金をもらっている方は、先に10万円を引くか後で10万円を引くかというだけで影響はないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、1、審査した事件。議案番号、議案第14号。付託年月日、令和 3 年 3 月 8 日。件名、太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和 3 年 3 月 9 日火曜日午前10時から午後 1 時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①町内の対象者数はとの質疑に、今年度の対象者はいないとの答弁があった。

②条例は令和 3 年 1 月 1 日から適用で、経過措置が「令和 3 年 9 月分から適用し、同年 8 月分までについては、なお従前の例による」とあるが、この日程についての説明をとの質疑に、保育料は 4 月から 8 月分までについては令和 2 年度の市町村民税額が対象となり、9 月から翌年 3 月

分までについては令和３年度の市町村民税額が対象となる関係で９月分から適用と規定しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、１、審査した事件。議案番号、議案第15号。付託年月日、令和３年３月８日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

２、審査年月日。令和３年３月９日火曜日午前10時から午後１時38分。

３、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①「地方税制改正により給与所得控除等から基礎控除へ10万円が振替えられたことによる不利益が生じないための軽減判定基準額の改正（第21条）」で、「33万円」から「43万円＋（一定の所得者等の数－１）×10万円」という計算式の詳細な説明をとの質疑に、働き方改革による税制改正により不利益が生じないようにしている。基礎控除額の10万円プラスは、給与所得控除額が10万円下がっているためで、現行の内容と同じにするものである。また、同居家族で収入がある場合は、同居の方の給料からも同じような計算をしていくが、そこで10万円の差が生じるので世帯主分をマイナス１して、残りの人の10万円分を加算し計算するとの答弁があった。

②改正の経過と町民への影響はとの質疑に、本来であれば税率を上げる状況であるが、国から限度額、低所得者に対する７割・５割・２割軽減についての基準についても据え置くという通達があった。それを受け、コロナ禍の影響も考慮し、西播磨各市町が軒並み据え置くという結果になったことにより今回は税率の改正を行わず、単に税制改正に伴うものの改正を行った。それと改正による町民への影響については特にないとの答弁があった。

③給与所得と公的年金所得の両方がある世帯はどのような影響があるのかとの質疑に、１人の方が給与及び公的年金両方ある場合は、特別措置法では両方から10万円を引くこともあるが、この判定においては引く前に片方から10万円引くという計算方法になっている。また、家族と世帯主がそれぞれ給与だけ、家族が公的年金だけという場合はそれぞれで10万円引く計算をするとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、１、審査した事件。議案番号、議案第16号。付託年月日、令和３年３月８日。件名、太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

２、審査年月日。令和３年３月９日火曜日午前10時から午後１時38分。

３、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①介護保険条例第４条で「令和３年度から令和５年度の介護保険料及び基準所得金額を改正」とあるが、第７段階、第８段階、第９段階が10万円から20万円ほど上がって、それ以外は改定されていない。今回全体的に18%前後上がった要因と各段階の幅について説明をとの質疑に、今回の介護保険料の改定は３年に１回であり、国の基準は９段階で、９段階までは国の改正に合わせている。太子町は弾力化しており、国基準では９段階以上の方は全て基準額の1.7倍であるが、太子町では国の基準よりも緩やかにして、所得の最も高い11段階は1.8倍とし、額に応じて保険料を細かく決めているとの答弁があった。

②「介護用品支援事業の明確化」を具体的に説明願うとの質疑に、今回、介護保険条例とあわせて、介護用品支給事業実施規則を制定している。現在、要綱で定めているが、中身を精査して、要綱から規則へ変えて内容も変えている。今まで、介護用品で紙おむつ等を支給しているが、要綱では家族の申請も可としていたが、申請者が町外の方となる場合もある。あくまで介護用品支給事業の財源は第1号被保険者が利用する場合は第1号被保険者の保険料で、第2号被保険者が利用する場合は、一般会計からの繰入金財源となる。その関係で、申請者はあくまでも太子町の被保険者でなければならないので、今回は対象者を町内の住民に改めているとの答弁があった。

③介護用品支給事業の実績はとの質疑に、現在第1号被保険者の方が2名、第2号被保険者の方が1名、合計3名の方が利用し、いずれも在宅でそのサービスを受けているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、1、審査した事件。議案番号、議案第18号。付託年月日、令和3年3月8日。件名、太子町学校給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月9日火曜日午前10時から午後1時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①条例改正の規定で「児童生徒の栄養指導及び食育の推進に関すること」と明記されたが、食育について今後の方針と特に重点目標はとの質疑に、児童生徒、園児に対して、栄養バランスのとれた食事を提供することと、健康増進や体力向上を図ることが大きな目的である。それに併せて地産地消等、地元の食材を取り入れる工夫をしていくという考えであるとの答弁があった。

②学校給食共同調理センター規則中の「栄養教諭」と同設置条例中の「学校給食指導担当教員」とはとの質疑に、「栄養教諭」は給食センターでの献立などの業務と学校での栄養指導等を行い、「学校給食指導担当教員」は養護教諭、クラス担任の先生等、学校の中で給食に関わる教諭等であるとの答弁があった。

③給食センター現場の組織の構図はどのようになっているのかとの質疑に、所長、栄養教諭2名、事務員2名がいる。それに加えて調理と配送業務に委託業者の従業員がいるという構図であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上、5件、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第14号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切ります、よろしいですね。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第16号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第18号太子町学校給食共同調理センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 1 時45分）

（再開 午後 1 時46分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 4 議案第 2 8 号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第14、議案第28号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第28号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律、令和3年法律第5号が令和3年2月3日に公布され、新型コロナウイルス感染症を定義する附則第1条の2が削除されたことに伴い、本条例においても所要の改正をするものでございます。

具体的に申し上げますと、附則第2条第1項において規定する新型コロナウイルス感染症の定義について、厚労省が示す条例参考例と同様に改めるものでございます。施行日は公布の日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 今回の新型コロナウイルス感染症の定義規定が改正されたということで、少しだけ疑問がありましたので質問させていただきます。

現在、こちらのほうでは病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスということで「中華人民共和国から……」というふうな文言があります。これを聞く限りでは、現在変異型、イギリス型とか等々出てきておりますが、当然含まれるのかなと思いますけれども、変異型も全部含まれるのかということについてお願いをいたします。

○議長（藤澤元之介） 町民課長。

○町民課長（杉原勝由） 御指摘のとおり、含まれるものであります。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。



(休憩 午後 1 時49分)

(再開 午後 1 時49分)

○議長（藤澤元之介） 再開します。

~~~~~

日程第 1 5 議案第 2 1 号 令和 3 年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第15、議案第21号令和 3 年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、令和 3 年度一般会計予算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

令和 3 年度一般会計予算委員会委員長上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それでは、議案第21号令和 3 年度兵庫県太子町一般会計予算について、委員会の審査報告をさせていただきます。

1、審査した事件。議案番号、議案第21号。付託年月日、令和 3 年 3 月 8 日。件名、令和 3 年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、修正可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和 3 年 3 月15日月曜日午前10時から午後 5 時10分、令和 3 年 3 月16日火曜日午前10時から午後 3 時12分、令和 3 年 3 月17日水曜日午前10時から午前10時48分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過については、別紙のとおり。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

(3)会議録は、後日希望者に配付する。

令和 3 年度一般会計予算委員会・審査報告書の中身について報告いたします。

1、審査にあたって

(1)付託案件の「令和 3 年度兵庫県太子町一般会計予算」の審査にあたっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料の提出を求め、慎重に審査した。

(2)補助説明員として、課長、副課長、施設長、一部の監督職の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3)歳出予算について、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い、審査した。

2、審査意見。

全般について。

1、修正案に挙げた小・中学校特別教室の空調整備関連の予算は、教育委員会が学校現場の環境整備に関して、最重要予算として町長部局に提案したにもかかわらず、町長が協議もなく単独で削除したことが委員会の審議で明らかになった。それらに関わる予算は、以前からの議会答弁、教育委員会の取り組み、太子町総合教育会議での協議、またコロナ禍での熱中症対策の視点からも、子供たちの安全で健やかな学びの場の確保としても必要であると判断する。町当局が行った協議未了状態での予算提案は許されない。今後はその権限と責務を受け止め、編成過程での取り組み方を改め、町当局一丸で取り組むこと。

2、コロナ禍の影響を受けた町税の減収は深刻なものになる。落ち込んだ町内経済の早期立て直しのため、国、県からの交付金の有効活用を行い、個人及び法人に向けた経済支援を行うこととし、昨年に引き続き必要な対応について補正予算も含め検討すること。

続いて、歳入について。

1、税収全体は実質約 1 億5,000万円のマイナスであり、本年度は消費税と地方交付税でカバーできるものの、引き続き長期的な視点を持ち、増収に努めること。

2、再々指摘している償却資産税の調査を行い、納税者に知らせること。

3、規模の大きい法人数が減少していることから、法人が太子町に魅力を感じるよう調査研究し、企業誘致に努めること。

4、国や県からの補助金活用のために、研究及び情報収集に引き続き努めること。

続いて、歳出について。

1、町制施行70周年及び聖徳太子1400年プロジェクトに関する事業は、担当課だけではなく全庁的に取り組み、各部署は、自部門の事業がこれらのプロジェクトに関連付けて実施できないか常に考えること。担当課は、横の連携及び町民への発信を強化し、太子町の観光業発展の施策につなげること。

2、事務全体の省力化、効率化を図るためにICT活用のあり方を研究し、新しくなった財務会計システムを活用し、今後の長期予測や効率化を図ること。

3、新規の人材の確保について、従来の手段のみならず、募集方法を抜本的に見直し、柔軟に対応すること。

4、町は、社会福祉協議会に対して、日ごろの事業を通じて安定経営に向けた十分な指導をすること。

5、学童保育について、待機児童解消に努め、早期に家賃等の町単独での補助制度の検討を進め、民間業者の参入を促進し、希望者全員を受け入れられるようにすること。

6、ゲートキーパーの養成は、民間企業や一般町民も含めて幅広く実施することが望ましい。商工会や自治会とも連携し、研修への参加者の層が広がるように工夫すること。

7、ごみの減量対策として、経済的情勢を考慮し、資源ごみ集団回収運動の適正な仕組みを整えること。

8、一般ごみ収集運搬業務については、行政が担うべき責任を重視し、多角的・本質的な視点に立って進め、入札も含め検討すること。

9、農業次世代人材投資事業、法人化・高度化促進施設整備事業の成功・拡大のため、実施のPRが重要であり、発信方法を工夫して幅広い層の参画を促すこと。

10、新施設である総合公園体験学習施設を含む総合公園事業について、住民が利用しやすく、安全安心な施設運営と環境整備を行うこと。

11、あすかホールの改修について、スケジュールを早期に確立し、必要な調査委託の予算化を急ぐこと。

12、GIGAスクール構想に関わる教職員への研修、スキルアップ等については、長期的な展望を持って行い、拙速な詰め込みによって職員の負担が過剰とならないよう工夫すること。本件にかかわらず、教職員が余裕をもって学ぶことのできる環境を整えること。

13、小学校・中学校のコロナ禍における熱中症対策の意味からも、空調設備について速やかに実施設計を行い、併せて交付金申請を進めること。

このたびはその他として、新型コロナウイルス感染症関連について別枠で設けました。

1、新型コロナワクチン接種事業については、かかりつけ医での個別接種及び集団接種体制について、医療機関をはじめとして関係機関（社会福祉施設、事業所、民生児童委員、自治会等）と連携を密にして実施し、担当課だけではなく庁内全体、組織で取り組むこと。

2、アフターコロナの経済再生に向けて、明確な方策を立案し政策を実行すること。

3、スクールサポートスタッフを活用し、きめ細かい小・中学校での新型コロナに対応した感染対策に努めること。

4、図書館の図書において、接触感染防止のため新型コロナに対応した消毒の方法を考案する

こと。

５、コロナ禍の影響により、スクールソーシャルワーカーへの相談件数が増加していることから、学校、教育委員会も一体となり、対応、対策を一層検討し進めること。

次のページにおきまして、修正案として出されたものをつづっております。

小学校費で525万5,000円、中学校費で245万円、計770万5,000円を修正し、小学校費、中学校費の中に組み込んでおります。その財源としましては、5,000万円の予備費より770万5,000円を充当する修正としております。

次のページの参考資料には、本年度予算額と本年度予算額の財源内訳を修正をした分を上げておりまして、その次のページ、歳出のページには小学校特別教室空調設備工事実施設計委託料として、また中学校費では中学校特別教室空調設備工事実施設計委託料として金額を上程させていただいております。

その次のページには、予備費を削減しておる部分について資料として添付いたしております。

修正の案に皆様の同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 以上で令和３年度一般会計予算委員会委員長上山隆弘議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 先ほどの報告につきまして、１点御確認したいところがございます。

審査意見の全般についての１、この中に「教育委員会が学校現場の環境整備に関して、最重要予算として町長部局に提案したにもかかわらず、町長が協議もなく単独で削除したことが委員会の審議で明らかになった」と明記されています。この辺のところをもう少し詳細に説明していただけませんか。

○議長（藤澤元之介） 委員長上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 お答えいたします。

審査意見の全般について、「教育委員会が学校現場の整備環境に関して、最重要予算として町長部局に提案したにもかかわらず、町長が協議もなく単独で削除したことが委員会の審議で明らかになった」という部分についての詳細の説明ですが、詳しくはまた議事録を見ていただきたいところもございますが、教育委員会としては教育委員会を取りまとめた意見として、学校現場の環境整備、小・中学校のエアコンに関連する設計を早急に進めていきたいという思いを最重要予算として上げておられました。ところが、太子町総合教育会議の中でもそういった協議がなされた結果、意見はまとまらず、再度予算については協議を進めるというようなことが教育委員会と当局の間であったようですが、教育委員会と当局がその後、その予算について協議をすることもなく、協議の場はあったにもかかわらず、副町長以下、そのあたりまでは予算として上げておったにもかかわらず、町長がこの件については単独で判断し、削除したことが委員会の中で明らかになったものであります。

○議長（藤澤元之介） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 先ほどの説明で大体のことは理解したのですが、これは町長が単独で削除したという、その辺のところの理由というのはお聞きになられてますか。

○議長（藤澤元之介） 委員長上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 本委員会としては明確な回答としては理解をするところが難しいところもございましたが、町長としてはその場面にうまく対応できなかった、あるいは教育委員会あるいは教

育長の熱意であつたり思いは十分理解をしていたのですが、協議の場には自分も出席ができなかったというような説明がありました。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次、原案及び修正案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、修正案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 修正案に賛成の立場から討論を行います。

去る3月16日の予算審議の中で、教育費に関わる項目におきまして、当局内において見解の相違があり、本予算案が十分な協議と熟慮の末に出されたものとは思えないような事態になったことは、議員としても一町民としても大変残念な思いです。町行政全般において、“和のまち”を標榜する太子町の理念にもう一度立ち返り、コミュニケーションの強化に努力していただきたいと考えます。本来なら本議案を否決すべきところでしょうが、コロナ禍において地域経済を立て直すことが喫緊の課題であり、住民の生活を第一に考えるならば、予算案の否決によって町の行政を停滞させるべきではありません。もとより、修正案として上がっている項目以外については反対する意図はなく、本予算案では、例えば農政やまちづくり、学校教育に関する積極的な御提案もありました。また、コロナワクチン接種という大事業を控え、町政70周年や聖徳太子没後1400年にちなんだ事業にもさらに積極果敢に取り組んでいただきたいという思いです。修正案に上げられている小・中学校特別教室の空調設備につきましては、命の危険が言われるほどの酷暑の夏が常態化している我が国におきまして、子供たちを守り、育てる観点からも一刻も早い着手が望まれる事業であります。教育委員会が一丁目一番地に掲げられたのも当然のことであり、本事業の予算化は太子町の子供たちの安全で健やかな学びの場の確保につながることで私は確信いたします。特別教室空調設備の実施設計に係る予算を予備費の一部から充当するとした修正案の予算組みは770万5,000円という予算額と兵庫県の緊急事態宣言が来年度まではかからなかったことによって予備費に余裕が見込まれることから、無理のあるものとは思えません。ただし、教育委員会におかれましては、実際の工事にかかるまでの間に補助金の活用を十分に検討していただきたいということを要望しておきます。

以上の理由から修正案に賛成の旨申し上げまして、討論といたします。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案及び修正案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、修正案賛成の方の発言を許します。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、修正案賛成の立場から討論させていただきます。

コロナ禍の中で子供たちの命を守り、安心・安全な教育環境を整備することは当町にとっても非常に重要な課題であります。特に小・中学校における特別教室の空調設置については、来年度における教育委員会の第1要望でありました。また、それは同時に学校教育現場並びに保護者の第1要望であったはずですが、さきの予算委員会で、教育委員会との協議を一切行わず、町長査定で一方向的に予算をカットした事実が判明し、予算委員会は混乱しました。その後、予算委員会と町当局で協議した上で小・中学校の空調設置準備についての予算を増額すべきとの結論に至ったわけですが、来年度の実施設計以降、次年度以降も早期の空調設備設置工事の実施に向け計画を進めていただくことを当局に強く求めます。そして、服部町長、今後はどうかもう二度と子供にかかわる予算を教育委員会と協議もせず、無責任にカットをしないでいただきたい。

以上のことを申し上げて、修正案の賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案及び修正案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、修正案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案に賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですね。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものに

つきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

教育長より発言を求められていますので許可をします。

○教育長（沖汐守彦） このたび教育委員会の案件で予算案に修正が入る、あるいは予算委員会の審議の中で混乱が生じている。これはやはり教育長として本会議で謝罪を行いたいと思うのですが、その場をいただけますでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 承知しました。

教育長。

○教育長（沖汐守彦） 小・中学校における特別教室の空調というのは、本当に熱中症対策を含めて子供たちの命を守り、安心・安全な教育環境の整備には本当に必要でありますし、今教育委員会として喫緊の課題であると捉えております。そのため、来年度当初予算の第1要望としてこの案件を教育委員会のほうから計上いたしました。12月9日、太子町総合教育会議において重要案件ということで提案をしたところであります。その中で、予算協議において、今後調整をするということで会議を終えております。しかし、その日の夕方、教育委員会との協議もなく、町長のほうで一方的にカットをされたのが今回の混乱の発端であります。しかし、私も町幹部職員として当初予算要求、議会上程、その中の一員であります。そういう十分に協議がされていない予算書を上程したということにつきましては、私自身も深く反省もしております。また、委員会の協議において、多くの混乱を生じさせたことを教育長として本当に申し訳なく思っています。そのため、教育長として職を辞して責任を取りたいと考えております。ただ、議会上程をしていただき、責任のある職を私が承認をしていたので、その責任の重さ、あるいは教育現場の混乱も考慮し、現在の教育委員をはじめ、関係者と退職する期日については協議を進めておるところであります。いずれにしても、次の教育長が選任されるまで、責任を持って太子町の子供たちの教育の充実、発展に全力を注いでいきたいと思っております。こういう修正あるいは審議の混乱という場合、責任ある者がきちんと説明責任を果たし、説明をし、謝罪すべきは謝罪をし、そして今後こういうことが二度と起こらないように襟を正すことが行政と議会の信頼関係の基礎になるものと思っております。そういう意味で、今回議長からこの発言の場を許可していただいたことに改めて感謝を申し上げますとともに、改めて教育行政を担う責任者として今回の混乱、本当に申し訳ありませんでした。おわびを申し上げます。

~~~~~

日程第16 議案第22号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第17 議案第23号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第18 議案第24号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第19 議案第25号 令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第16、議案第22号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第19、議案第25号令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算まで一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました4件の特別会計予算についま

して、審査した内容につきまして報告をさせていただきます。

まず、1、審査した事件。議案番号、議案第22号。付託年月日、令和3年3月8日。件名、令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月9日火曜日午前10時から午後1時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①国民健康保険被保険者証業務委託料、国民健康保険システム改修委託料の説明をとの質疑に、国民健康保険被保険者証業務委託料は保険証を作成する場合、国保システムが基幹業務システムに含まれているのでデータの集約をして印刷するものである。国民健康保険システム改修委託料は税制改正によるシステム改修であるとの答弁があった。

②マイナンバーカードが健康保険証になるとどのようなメリットがあるのか、これに対してどのような体制でいくのかとの質疑に、マイナンバーカードにより顔認証をして本人確認をする。それにより、オンラインでその人の保険資格がどの保険であるかが分かるので、転出後に太子町の保険証を誤って使用することを防ぐことができるのが大きなメリットである。令和3年3月から開始となっているが、国のホームページを見ても全国的に進んでいない。また、医療法人味木会太子病院に聞くと、恐らく来年度から少しずつ始まるのではという答えだった。それから、初期設定をしなければいけないが、マイナポータルで暗証番号を入力して、1分もかからずに設定ができるようになっている。携帯電話でもできるため、広く周知をしていきたいとの答弁があった。

③ヘルスアップ事業委託では予算で約400万円近くかかる。せっかくアドバイスをいただいているので、検証をしっかりと継続も視野に入れて実施していただきたいがとの質疑に、アドバイザーからも最低3年間は検証を実施して効果を判定すると言われているので頑張りたい。コロナの影響として、令和元年度の法定報告受診率は31.4%だったが、令和2年度の現時点での受診率は24.3%である。外出自粛をして集団健診を受けられなかったことが影響しているとの答弁があった。

④人間ドック受診勧奨システムとはとの質疑に、自分で人間ドックを選び、特定健診等の項目が含まれているものの内容を見て、該当するところには、1人最高1万8,000円を助成する。さらに、受診結果を町に提供するという条件がある。結果で異常があれば受診機関からアドバイスがあると思うが、もしなければ結果を判断して町からも早く行くよう伝えるとの答弁があった。

⑤来年度、保険給付費が4,541万2,000円増えているがとの質疑に、県による計算結果であり、当初、新型コロナウイルス感染症による受診控えが令和3年度も続くと想定し、医療の高度化等による医療費の伸びを考慮した推計値であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、1、審査した事件。議案番号、議案第23号。付託年月日、令和3年3月8日。件名、令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月9日火曜日午前10時から午後1時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①介護保険でも保険者努力支援交付金が交付されるようになったが、その経緯及び重点項目の説明をとの質疑に、今年度から介護保険でも導入された。事業を手厚くしたところには多くの交付金が入る点数制度となっている。令和3年度は、認知症及び在宅医療の講演会をあすかホールで実施する予定である。また、令和3年度から医療と介護の連携事業が始まるので、そこに力を入れていきたいとの答弁があった。

②高齢者人口が増えて今後保険料はどうなるのかとの質疑に、県内各市町の介護認定者伸び率は、太子町の伸び率が一番大きい。今後介護サービスの量がますます増えていくものと認識しており、そのため今回、条例改正で保険料の改定を行った。それ相応の保険料収入がないと厳しいと思うとの答弁があった。

③基金積立金が昨年の予算に比べて9,000万円以上増えているが、この積立金の今後の使い方について説明願うとの質疑に、令和元年度の決算で、約1億6,000万円の基金があり、今回9,500万円を積み立てる。介護保険料は3年に1回の改定なので、3年間で赤字になれば、上手に料金改定できたことになるが、将来的なことを考えると、3年間で保険料だけで賄うのは厳しい。そのため将来保険料がさらに上がっていくと予想されるので、何とか要介護度の高い方を抑制したいという思いで事業も展開していくが、3年間のうち初年度は幾らか保険料を基金に積立てができる、2年目で大体バランスがとれる。3年目には、基金を取り崩すといった流れが通常である。令和2年度は3年間の最後の年であるので、幾らか取り崩す予定であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、1、審査した事件。議案番号、議案第24号。付託年月日、令和3年3月8日。件名、令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月9日火曜日午前10時から午後1時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①高齢者へのきめ細やかな支援に向けて保健師を確保するとの説明があったが、今後も含めて、確保はスムーズにできるのかとの質疑に、専従の保健師を1人配置する予定であるが、新型コロナの関係で保健師を各保健所で1.6倍採用を増やす話もあるので、保健師の確保は非常に難しい状況であると認識しているとの答弁があった。

②予算歳出の報酬で、保健師、栄養士、歯科衛生士が各2名とある。一体的実施とあるが、これは1年か、それともずっとこの状態でいくということかとの質疑に、これは単年度ではなく、ずっと続けていく方向で考えているとの答弁があった。

③保健事業費が前年度予算468万円から今回1,165万3,000円と大幅に増えているが、その根拠はとの質疑に、大きなものとしては、報酬の増加で、あとは特定健診及び歯科検診委託料が増えている。できるだけ多くの方に受診していただけるようにしたものであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、1、審査した事件。議案番号、議案第25号。付託年月日、令和3年3月8日。件名、令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月9日火曜日午前10時から午後1時38分。

3、審査経過及び結果。



(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①ここ数年、墓じまいのことをよく聞くが、墓を運営している寺やCM業者等との協議やニーズ調査等を実施して、今後の墓園のあり方を本当に考えていかなければならない。そこに予算を組んでいく考え方はどうかとの質疑に、近年、墓じまいで墓所を返還される方もある。しかし、当初は自治会墓地を持たない新しく開発された団地等の住民ニーズが非常に高かったため、メモリアルパークを町として運営してきた。今後の運営面では非常に厳しいものはあるが、今年も7件使用者が増えているので、令和3年度も引き続き使用者を増やす掘り起こしをしていくとの答弁があった。

②運営が厳しいというのは理解するが、予算を削減する取り組みをしないといけない。例えば、トイレ改修業者にトイレの上に看板の設置ができるネーミングライツ的な使い方をして、少しでも修繕費等を浮かす努力をすべきと思うがとの質疑に、そのような発想は一つの方法であると思うので、今後はそういうアイデアも含めて模索しながら進めていきたいとの答弁があった。

③来年度の予算で繰入金約100万円減となっているが、この理由はとの質疑に、令和2年度当初の繰入金を176万8,000円としていたが、結果として3月補正予算で全額減額することができ繰入金なくなった。墓地購入の収入と返還金とのバランスによって繰入れをしているが、できるだけ繰入れをしないような運営をしていきたいとの答弁があった。

④特別会計と企業会計はそれぞれ特徴があると思う。墓園事業特別会計がほかの特別会計や企業会計と違う点の説明をとの質疑に、発足当時から特別会計にしているが、墓園事業に係る経費は墓園事業の収入で運営していくのが墓園事業特別会計である。ただ、墓が全部売れた後も経費がかかる部分もあるので、最後まで独立した会計を目指す、どうしても不足する場合は、一般会計予算に頼らざるを得ないというスタンスでいきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第22号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切ります、よろしいですね。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第24号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第25号令和3年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第26号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算

日程第21 議案第27号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長(藤澤元之介) 日程第20、議案第26号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算及び日程第21、議案第27号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、付託されました2つの議案の報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第26号。付託年月日、令和3年3月8日。件名、令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月10日水曜日午前10時から午後3時21分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①沖代水源地の借地関係について、決算委員会でも言ったが、今年度もまた予算に上がってきていて、どのように取り組みをしているのかとの質疑に、地元と協議を進めているが、早期返還に努めていきたい。今年度より吉福自治会で工事に着手すると説明した上で、沖代水源地に設置しているポンプや井戸について返還後に農業水利の予備水源として利用する考えがあるのか、撤去の必要があるかどうかを自治会に投げかけ、その検討を行っていただいている状況であるとの答弁があった。

②今期の予算は、令和2年度の予定損益計算書から見れば大幅な金額の差がある。これは水道の一部減免が影響しているかと思うが、大幅に予算額を増やしている根拠はとの質疑に、水道事業の収益の考え方が令和2年度の水量に基づいて計算しているが、令和2年度は令和元年度より少し水量が増えた。これが新型コロナの影響なのか、減免によるものなのかわからないが、その水量に基づいて令和3年度の予定水量を想定して計算しているとの答弁があった。

③予算と決算の数値を税込みか税抜きで統一していただきたいがとの質疑に、予算が税込みというのは、地方自治法第210条で総計予算主義というものがあるためで、決算は消費税抜きで作

成するよう総務省の通知できている。他団体も同じようにつくっているが県や国に確認をして変更可能か検討したいが、もし無理な場合は税込み、税抜き等を表示し、わかりやすいように改善したいとの答弁があった。

④鵜地内、糸井地内の配水施設改良費について、施工場所はとの質疑に、鵜地内は国道179号バイパス事業にあわせて、新設道路部へ約500メートル埋設する計画で、糸井地内については、県道整備、太子御津線の事業にあわせて約300メートル埋設する計画であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第27号。付託年月日、令和3年3月8日。件名、令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年3月10日水曜日午前10時から午後3時21分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①雨水1.4号幹線の工事の進捗状況はとの質疑に、令和2年度は工事の支障になるNTTのケーブルと水道管の仮設工事をメインで行った。令和3年度は関西電力株式会社の架空電線が工事の支障になるため、移設工事を同社に実施いただく。また、本体工事に着手するが、まずは170メートルほどある区間のうち真ん中の部分、現道の直線部分で、既存水路に直接干渉しない部分をメインに実施する。西の端、東の端は、既存の水路に接続するため、まず真ん中の部分の水路の流れに直接影響の少ないところからオープンシールド工法によって実施する。令和4年度は主に両端の西側、東側の既存水路との接続部分を行う流れであるとの答弁があった。

②前処理場において、以前には浄化装置の小型化、他市町の污水处理場に流入できないか、工場の場所移転等その後どうなったのかとの質疑に、施設の老朽化により熱処理施設を廃止し、生汚泥直接搬送に切り替え、経費削減を図っているが、皮革排水処理に関する収支は赤字が続いている。排水業者も2社になり、使用料収支も減少している現状で、今後、施設のダウンサイジング等を検討中であり、補修時は1サイズ小さくする形で経費削減を図っていききたい。他団体への流入は相手があることで進んでいないが、最近、県が音頭をとって各市町の困っている状況を広域化によって改善していく方策を考えようと動いているとの答弁があった。

③前処理場の収支は昨年度より悪化しているのかとの質疑に、営業収益が今年度は新型コロナの関係で前年度より25%減少している。どうなるかわからないが、来年度も新型コロナを想定した形で計上しているため、収益は下がるとの答弁があった。

④前処理場は先を見越した明確な目標設定をとの質疑に、過去には八、九社ほどの前処理皮革業者がいたが、その段階でも赤字だった。使用料を毎年単独で交渉し、県とも相談しながら、最近、県と姫路市、たつの市、太子町で統一料金として行うようになったが、この業界で前処理場を有する市町で黒字の市町はない。町としても県や他市町の力も借りながら毎年努力をしていくしかないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、報告します。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第26号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切ります、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第27号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切りますが、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第22 発議第1号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第22、発議第1号太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 発議第1号太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議者を代表して趣旨説明をさせていただきます。

このたびの改正は、標準町村議会会議規則の改正に合わせて太子町議会会議規則第2条の会議の欠席等の理由について整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。また、請願者の利便性の向上を図るため、同第89条で規定している議会への請願手続について、請願者に一律に求めている「押印の義務づけ」を見直し、「署名または記名押印」に改めるものであります。施行日につきましては、公布の日からでございます。

以上、提案の趣旨説明とさせていただきます。御賛同のほどよろしくお願い申し上げまして、趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

締め切ります。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第23 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（藤澤元之介） 日程第23、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

議会運営委員会等の所管事務について、委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回太子町議会定例会（第491回町議会）を閉会します。

(閉会 午後2時50分)

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月25日の招集以来、本日までの29日間の長きにわたる会期でしたが、その間に審議されました案件は一般会計、特別会計、企業会計、合わせて総額219億6,404万6,000円の令和3年度当初予算をはじめ、各会計の補正予算、条例の制定など多数の重要案件がございました。議員各位には、この間、終始熱心に御審議を賜り、ここに全て滞りなく議了することができましたことは町勢のため、誠に御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。また、町長をはじめ、町当局各位の議会審議に対しまして真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては、今後の町政執行に十分に反映されますように強く望むものでございます。特に新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図られますよう強く望むものでございます。

さて、春の訪れが感じられる季節となつてまいりましたが、議員各位にはこの上もなく御自愛いただきまして、町政進展のため、なお一層の御精励を賜りますようお願いを申し上げます。

また、3月末をもって退任されます名倉副町長におかれましては、町政進展に御尽力をいただき、3年間本当にお疲れさまでした。同様に3月をもって退職されます三木生活福祉部長、森川経済建設部長、栄藤教育次長におかれましては、本当に長い間お疲れさまでした。今後は健康にぜひ御留意されて、希望に満ちた第二の人生を歩んでいただきたいと思います。

以上をもって誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和3年第1回太子町議会定例会（第491回町議会）が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る2月25日に開会されました今期定例町議会におきましては、議案が多数にもかかわらず、本会議並びに各委員会を通じて慎重に御審議をいただき、その労苦に対しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、本日をもって令和3年度予算案並びに各種重要案件につきまして議了していただきましたことを厚く御礼申し上げます。また、御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいります。そして、今後もワクチン接種体制確保事業等、新型コロナウイルス感染症対策として必要な支援を継続し、町民の皆様の健康を守ってまいり所存であります。

最後に、日を迫うごとにしのぎよい時節となっておりますが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解を賜りますようお願い申し上げます。定例町議会の閉会に際しましての御挨拶とさせていただきます。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 藤 澤 元 之 介

署名 議員 中 島 貞 次

署名 議員 井 村 淳 子